介護保険外サービス

- 訪問理美容サービス
- 高齢者 紙おむつの給付
- あんしん電話
- 食事サービス

訪問理美容サービス

●自宅に理美容師が出張し、理美容サービス(調 髪・カット)を行います。



おおむね65歳以上の在宅高齢者で、障 害や病気等が理由で理容院や美容院に出 向くことが難しい方のうち、

- ①要介護認定で要介護4・5
- ②要支援1~要介護3の中で、福祉保健 センター長が特に必要であると認め た方



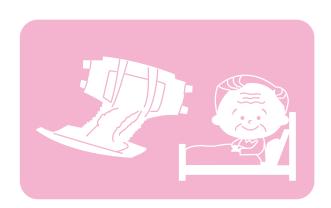
1回につき 2,000円 (年6回まで)

 \square 978 - 2449 \sim 2452

地域包括支援センター 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当

高齢者 紙おむつの給付

▶在宅の要介護者に、紙おむつを給付します。



以下の2つの要件すべてに該当する方

- ①在宅で介護を受けていて、寝たきり または認知症の症状がある要介護4ま たは5、または要介護1~3で特に必 要と認められた方
- ②市民税非課税世帯・生活保護世帯の方
- ▶要介護4または5 1か月あたり8,000円(4単位)の 範囲内で利用
- ▶要介護1~3 1か月あたり 6,000円 (3単位)の 範囲内で利用



1単位 2,000 円を基準として、基準額の 費用 1割負担 (例:3 単位利用の場合 600円)

地域包括支援センター 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当 $2978 - 2449 \sim 2452$

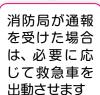
あんしん電話

■ ひとり暮らしの高齢者などを対象に、身体の 具合が急に悪くなる等の緊急事態が発生した場 合に備えて緊急通報装置を設置します。



ご利用者

本体の緊急ボタン、 またはペンダントの ボタンを押します



第1通報先

近隣の方、または 緊急受信センタ・

第2通報先

消防局 消防指令センター

第3通報先

親族、または 親しい知人



おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、ま たはそれに準ずる方で、緊急連絡網が必 要と認められる方(近所の協力者等の承 諾が必要です)。

緊急ボタンを押すと、第1通報先に通報 が入ります。第1通報先が利用者の状況 を確認し、必要時は第2通報先に通報し ます。その後、第1通報先が自宅に急行 し、住居管理者へ連絡します。

生計中心者の前年度の市民税額に応じて まれる。 費用 使用料助成が異なります。

地域包括支援センター 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当

 \square 978 - 2449 \sim 2452

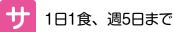
食事サービス

▶ 栄養バランスのとれた食事を訪問して直接お 渡しします。安否確認をあわせて行います。



ひとり暮らしまたは同居の家族が高齢、 疾病、障害のため調理が困難な場合で、 次のいずれかに該当する方

- ①要介護2以上の方
- ②要支援1,2または要介護1の方で認知 症があり食事確保が困難な方
- ③要支援1.2または要介護1の方で低栄 養状態のリスクが高く食事確保が困 難な方
- ④身体障害者手帳*をお持ちの方で、 心身の障害等の理由により食事確保 が困難な方
 - ※視覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、心 臓機能障害、呼吸機能障害、じん臓機能障 害で1級から3級の身体障害者手帳を持ってい





1食上限 700 円。各事業者で利用料が異 費用 なります。治療食の場合、別途料金がか かる場合があります。

問

ケアマネジャーにご相談ください。 <ケアマネジャーがいない場合> 地域包括支援センター 福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当 \square 978 - 2449 \sim 2452